

ら推薦された者について、支部選考委員会を経て採用される。貸与月額 1,500円、募集は年2回4月と9月頃に行なわれる。採用状況は表(B)のとおりである。

② 高等学校、高等専門学校一般貸与奨学生採用候補者
中学校第3学年に在学し、学業、人物ともに優れていて進学希望を有する者が、経済的理由により進学を断念することのないよう、予め奨学生の採用候補者として中学校在学中に決定しておき、高等学校または高等専門学校に進学後ただちに奨学生となる。貸与月額1,500円、中学校長の推薦により支部選考委員会を経て候補者となる。募集は年1回9月頃に各市町村教育委員を通じて行なう。

③ 高等学校、高等専門学校特別貸与奨学生採用候補者
前記の②と同様の主旨で、特に学業に優れ家計の苦しい者を対象とする。貸与月額3,000円(うち高専校の自宅外通学者のみ4,500円)でそのうち一般貸与奨学金(1,500円)相当額を一定期間内に返還すれば残額は免除となる特典がある。

中学校長の推薦により支部選考委員会を経て候補者となるが、毎年8月1日に全国一律の選考試験がある。募集は年1回5月頃に各市町村教育委員会を通じて行なう。

④ 大学特別貸与奨学生採用候補者

高等学校最高学年に在学または、卒業後家庭の事情により進学しなかった者および大学検定合格者及び科目合格者について進学の希望を有するが、経済的理由により進学を断念することのないよう進学前において予め採用候補者として決定する。大学(国立義務教員養成が課程を除く)に進学後ただちに奨学生となる。

貸与月額は自宅通学者5,000円、自宅外通学者が8,000円で、一般貸与奨学金(3,000円)相当額を一定期間内に返還すれば、残額は免除となる特典がある。

高等学校長の推薦により本部選考委員会を経て候補者となるが、毎年8月1日全国一律の選考試験がある。募集は年1回5月頃。各高等学校を通じて行なう。

⑤ 教育特別貸与奨学生採用候補者

主旨は前記の④と同様である。特に義務教育教員の質的向上に資するため、教員としての資質優秀な学生を国立大学義務教員養成学部へ誘致することを目的とする制度であるので、候補者となっても国立大学の義務

教員養成学部・学科・課程に進学しなければ奨学生とし取扱われない。(他の大学進学の場合は無効となる)

貸与月額・返還・募集については、前記④と同じである。但選考試験は行わず支部選考委員会を経て候補者となる。

②～⑥までの各奨学生採用候補者についての採用状況は表(C)のとおりである。

(3) 奨学金の返還

奨学金の返還は、卒業の6か月後から20年以内に年賦、または職場単位の月賦にて返還するが、病気・経済的事由または、進学のためおよび返還免除職に就職した場合には申請により返還猶予もできる。ただし、滞納分については半年毎に5分の延滞利子が徴せられ、悪質滞納者には強制執行等の措置がとられる。

また返還の免除が認められるのは次の場合である。

- ① 死亡・不具・廃疾等により返還能力を失った場合
- ② 大学の奨学生であった者が教育職に一定限従事した場合
- ③ 大学院の奨学生であった者が、大学や特定の試験所・研究所・文教施設で教育または研究の職に一定限従事した場合。
- ④ 特別奨学生であった者が、一般貸与と同額の返還金を規定どおり返還した場合
返還猶予・免除のいずれにせよ規定の様式により申請しなければならない。

(4) 奨学生の補導

本会の事業が国費で営まれているので、奨学生の成業には社会の期待がかかっている。このことを奨学生に自覚させるために、本会と奨学生との関係を単に金銭的のみにとどめず、精神的なつながりをもたせ、充実した生活を送るよう、各学校の協力を得て種々な方法により補導している。これらの方法として「面接・相談・座談会」「学業成績・健康・生活状況等の調査」等を行ない、全国的なつながりを持たせるために機関紙「育英」を年数回発行している。

また育英会の外郭団体として、高校・大学を卒業した奨学生で結成されている「育英友の会」の全国的な組織があり各支部と一緒に活動している。